

2008年12月19日 全3頁

生保契約者保護の政府補助 の特例措置の延長法成立

制度調査部堀内勇世

[要約]

- 「保険業法の一部を改正する法律案」が、10月24日に国会に提出されていた。
- その法案が、12月12日に成立し、同月16日から施行されている。
- この改正案は、生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して、政府補助の特例措置が設けられているが、その政府補助の特例措置を3年間延長(2012年3月末まで)するものである。

I 改正法が成立、公布、施行

- ○2008 年(平成 20 年) 10 月 24 日、「**保険業法の一部を改正する法律案**」(以下、「改正案」という) (注1) が、 政府によって、現在開催中の国会(第 170 回国会)に提出された。
- ○この改正案は、生命保険会社が破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して、政府補助の特例措置が設けられているが、その**政府補助の特例措置を3年間延長**(2012年[平成24年]3月末まで)するものであった。
- ○国会提出後、この改正案は、衆議院で審議され、11月5日に衆議院財務金融委員会で可決され、11月6日に 衆議院本会議でも可決された。
- ○その後、参議院で審議され、12 月 11 日に参議院財務金融委員会で可決され、**12 月 12 日**に参議院本会議でも可決され、「**保険業法の一部を改正する法律**」として**成立**した。
- ○そして、**12 月 16 日**には**公布**(注2) され、同日に**施行**(注3) された。 (注4)
 - (注1) 法案などは、金融庁の次のホームページに掲載されている。
 - → http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html
 - (注2) 2008年(平成20年)12月16日付官報(特別号外 第21号)において、公布された。
 - (注3)施行については、成立した「保険業法の一部を改正する法律」の附則1項において、公布の日

から施行する旨が規定されている。

- (注 4) 「保険業法の一部を改正する法律」の施行にあわせ、関連政令の改正がなされ、「保険業法施行令の一部を改正する政令」が、2008年(平成20年)12月16日付官報(特別号外 第21号)において公布され、同日に施行された。金融庁の次のホームページ参照。
 - → http://www.fsa.go.jp/news/20/hoken/20081216-1.html

Ⅱ 改正内容

(1) 前提

<生命保険契約者保護機構とは?>

- ○生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」)は保険業法(259条等)に基づく法人である。この保護機構には、国内で事業を行う全ての生命保険会社が加入している(注5)(注6)(注7)。
- ○保護機構は、会員たる生命保険会社の保険契約者の保護ため、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払に係る**資金援助等**を行うことになっている。また、生命保険会社の更生手続においては、**更生手続における**保険契約者の一切の**手続**を**代理**する。
 - (注 5) 生命保険契約者保護機構の概要、会員一覧、保護の仕組みの詳細などは、生命保険契約者保護機構のホームページ (http://www.seihohogo.jp/) 参照。
 - (注 6) 損害保険会社については、損害保険契約者保護機構が存在する。損害保険契約者保護機構のホームページ (http://www.sonpohogo.or.jp/) 参照。
 - (注7) 金融庁の次のホームページには「保険契約者保護機構(概要)」が掲載されている。
 - → http://www.fsa.go.jp/ordinary/hoken_hogo/index.html

<生命保険契約者保護機構の財源>

- ○保護機構の財源は、**会員**である生命保険各社の**負担金**からなっている(保険業法 265 条の 33 等) (注8) (注9) 。
- ○生命保険会社各社の負担金だけで資金援助等の対応ができない場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とする制度が用意されている。(「**政府補助の特例措置**」、保険業法附則 1条の2の14) (注10)。ただし、改正前は、この制度は、2009年(平成21年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合にしか適用できなかった(そこで後述のとおり、今回の改正では3年間延長された)。
 - (注 8) 生命保険契約者保護機構のホームページ (http://www.seihohogo.jp/) に掲載されている「生命保険会社の保険契約者保護制度Q&A」の Q3 (http://www.seihohogo.jp/qa/qa3.html) を参



照。

- (注9) なお、当局の認可を得て資金の借り入れをすることができる(保険業法 265 条の 42)。生命保険契約者保護機構の借入限度額は、4600 億円とされている(保険業法施行令 37 条の 4)。また借り入れに当たって、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府保証付きとすることができる(保険業法 265 条の 42 の 2)。
- (注 10) この現在の特例措置は、2005 年 (平成 17 年) 4月22日に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」(公布は 2005 年 [平成 17 年] 5月2日)による措置である。金融庁のホームページ (http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162.html) 参照。

(2) 改正概略

○2008 年 (平成 20 年) 12 月 12 日に成立した「保険業法の一部を改正する法律」では、以下のことが規定されている。

政府補助の特例措置の延長	政府補助の特例措置を 3 年間延長 し、 2012 年 (平成 24 年) 3 月末まで の措置としている。
施行日	公布の日 から施行(附則 1 項)
3年以内の検討	政府は、この法律の施行後 3年以内 に、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について 検討を行い、適切な見直し を行うものとされている(附則2項)

